

海外経済要録

国際機関

◇ IMF理事会、国際通貨制度改革に関する報告書を公表

IMFは昨年(2009年)の年次総会において、IMF理事会が国際通貨制度改革に必要な望ましい諸措置を検討し、総務会に報告すべきことを決議した。理事会はこれに基づき報告書の討議・作成を進め、9月6日これを公表した。同報告は、国際通貨制度改革についての一つのまとまった結論を提示したのではなく、改革について考えられる各種の選択を示す中間報告としての性格をもち、7月末に設置の決定をみたいいわゆるIMF20か国委員会を中心に、今後これをたたき台として改革についての論議が進められることとなっている。

報告書のおもな内容は次のとおり。

(1) 改革の必要性

ブレトン・ウッズ体制の基盤をなす、調整可能な平価、ドルによる市場介入を通ずる為替変動幅の維持、対外経常取引の自由化という3本の柱については、その後の国際金融経済の変化に伴いいくつかの矛盾が表面化しており、これを解決するためには、新たな国際収支調整・決済メカニズムが導入されなければならない。その場合、各国の国際収支目標が現実的かつ相互に両立しうるものであることが前提となり、各国はその線に沿って需要管理政策、為替政策、貿易政策などを策定していく必要がある。

(2) 為替レート調整メカニズム

為替平価調整の弾力化を図るため、国際収支の基礎的不均衡が存在する場合には平価変更を行なうこととし、存在しない場合には行なわない、という対称的なかたちを採り、その実効を期するため為替レートの国際的検討を継続的に行ない、国際的レベルでなんらかの判断を下す必要がある(この場合、平価変更は客観的基準を適用する考え方については意見の一致をみていない)。なお、昨年(2009年)の場合のように一般的調整が必要となる場合に切上げ・切下げをバランスさせて調整するか切下げに重点を置くかどうかの点、平価調整につきIMFのイニシアチブや強制権限等をどの程度認めるかの点、今後の為替変動幅をどう決めていくかの点については、意見が分かれている。

(3) 交換性と国際収支不均衡決済

国際収支の調整責任を各国が公平に負担すべきであるとの見地から、米国も今後発生する対外収支じりの決済を原則として準備資産により行なうべしとの意見がある一方、硬直的資産決済はデフレ・バイアスをもつなどの理由からこれに反対する立場を示す向きもある。いずれにせよ、現状において完全な資産決済をただちに実行に移すことは困難であり、米国が対外収支赤字の一定割合を資産決済するなど、段階的なアプローチをとることが必要であろう。

(4) 諸準備資産の役割

資産決済の導入により準備通貨のもつ国際通貨制度上の役割は低下が見込まれる。この間、過去に蓄積された準備通貨については、IMFに特別勘定を設け、SDRの特別発行を行なわせ、これにより準備通貨との代替を進める方向が考えられるが、SDRのたてまえ論から反対の立場をとる国もある。

金の国際通貨制度上の役割については、今後低下していく、あるいは低下させるべきだとみる見方と、低下しない、あるいは低下させるべきでないとの見方がある。また金の市場相場が公定価格を大きく上回り、金による決済に支障をきたしている点についても、なら問題は無いとの意見のほか、その対処策として、金の公定価格を引き上げるのがよいとする立場と、主要保有国ないしIMFの保有金売却等により市場相場を下落させ、公定価格との格差を縮小することが可能とみる立場とがある。

準備通貨の役割の低下につれSDRの役割は高まる。

(5) かく乱的資本移動の問題

スワップ取決め発動等、短資移動への対応策は今後より慎重かつ統一的に運営されることが望ましい。一方資本移動そのものに対する措置としては、ワイダー・マージン、金利政策の協調、為替管理、二重為替市場等があるが、いずれも一長一短であり、今後これら対策についてのなんらかの国際的合意が望まれる。

(6) 国際通貨制度改革と発展途上国

国際通貨制度改革は発展途上国とも深い関係があり、とくに開発金融との関係から、SDRの配分を発展途上国の利益にどういったメカニズムで結びつけるかという点につきいくつかの方法と問題点がある。理事会は今後とも開発金融関連問題につき検討を続け、その結果を総務会に報告する予定である。

◇OECD、貿易問題に関する報告書を発表

OECDは9月5日、「国際貿易・経済関係の政策展望」と題するOECD貿易ハイレベル・グループ(注)の報告書を発表した。同報告中、政策提言にかかわる部分の要旨次のとおり。

(注) OECD貿易ハイレベル・グループは、昨年6月のOECD閣僚理事会の決定(46年7月号「要録」参照)に基づき同10月設置されたもので、元EC委員長レイを議長とする12名の委員により構成された。

- (1) 世界貿易の拡大を確保するため、各国は国際通貨制度再建に高い優先度を与えるべきである。再建にあたっては、固定平価の原則は維持しつつも、国際収支の基礎的不均衡に際しては、赤字国、黒字国を問わず、迅速な平価変更をもって対処しうる制度をめざすべきである。なお、国際収支の一時的な不均衡に対しては、国際取引の直接規制によらず、国内政策により調整することが望ましい。
- (2) 関税引下げ、非関税障壁撤廃の実現を通じいっそうの貿易自由化を推進すべきである。ただ、農産品に関しては、同部門に固有の困難な事情から、具体策について十分な合意が得られなかった。
- (3) 輸入の急増が国内産業に与える摩擦を軽減するため、一時的措置としてセーフガードを発動することは認めてよいが、多国間協定により規制を強化しその乱用を防ぐ必要がある。
- (4) EECは、今後、連合協定など特別取決めを結ぼうとする地理的範囲を明確に示すべきである。
- (5) 先進工業諸国は、発展途上諸国の輸出市場拡大およびこれら諸国への援助資金の増大、条件緩和に努めなければならない。
- (6) 計画経済諸国に対する通商制限撤廃等により、東西貿易のいっそうの拡大を図る余地がある。
- (7) 貿易問題の中枢機関としてのGATTの機能強化を図るべきであり、このため、GATT内に運営委員会の性格をもつ高級機関を常設することが望ましい。また、GATTとIMFの関係の緊密化および政府間の政策調整の場としてOECDを活用することが期待される。

米 州 諸 国

◇米国、年次経済報告を発表

米国の大統領経済諮問委員会は、昨年8月15日の新経済政策実施後約1年を経過した8月12日、ニクソン大統領の序言を添えた、「年次経済報告」(The Economy at Mid-1972)を発表した。同報告は、この1年間の米国経

済の推移を、景気の回復、物価・賃金の動向、対外経済面の状況などの各面から回顧し、新経済政策の成果を積極的に評価している。一方、今後の見通しについては、当面経済は順調な足取りをたどるとしつつも、73年以降需要の急増とともにインフレ再燃の危険が増大するとし、財政の大幅赤字を招来しつつある歳出の増大傾向の抑制につき、議会・国民の協力を強く要請している。

報告のおもな内容は次のとおり。

- (1) 米国景気は新経済政策の実施、とりわけ減税を中心とする財政政策の発動によりそれまでの低迷を脱して順調な拡大に転じ、実質GNP成長率は71年第2四半期の年率3.4%から72年第2四半期の同8.9%(注、改訂後9.4%)に好伸、これに伴い雇用状況も改善をみ、ベトナム帰還兵の増大等にもかかわらず失業率はこれまでの6%前後から最近では5.5%前後に低下。
- (2) 昨年8月15日に断行された価格・賃金の3か月凍結措置、11月以降これに代わったいわゆる「第2段階」のガイドライン政策の結果、物価上昇率は低下をみ、消費者物価(71年1～8月の年率上昇率3.8%、71年9月～72年6月同2.7%)、卸売物価(同5.2%、71年9月～72年7月同4.0%)とも落ち着いた足取りに転じている。価格・賃金規制措置は当面継続することとするが、需要圧力の増大する状況下でこれを永続させることは困難であるので、将来においては規制措置よりも総需要のコントロールにウエイトをおくべきであり、その際財政支出増大の抑止が最も重要な課題である。
- (3) 対外経済面では、米ドルの交換性停止とそれに続くスミソニアン合意の実現により国際通貨問題解決の基盤がつくられたものの、米国際収支基調の改善は未達成であり、今後IMF20か国委員会を通ずる国際通貨制度の改革、公正競争の原理に基づく自由貿易体制の再建が期待される。

◇米国、政府短期証券の発行方法を変更

米国財務省ではかねてから国債管理政策の改革を検討していたが、8月18日その一環として、毎月末1回行なっている9か月ものおよび1年もの政府短期証券の発行方法等につき、次の改正を行なう旨発表した。

- (1) 8月31日満期到来の1年もの政府短期証券の借換えを機として、借換えの便宜を考慮し発行日と満期日の曜日を同一(火曜日)とする趣旨から、今後は1年ものに代え52週間ものを発行することとするほか、発行額を12億ドルから18億ドルに引き上げる。
- (2) 9か月もの政府短期証券については、投資家の需要が少ないため11月以降発行を中止する。

なお財務省では、①52週もの入札を毎月1回から毎週1回に変更する、②その際、毎週1回入札を行なっている6ヵ月もの満期日の曜日を52週ものと合わせるため、現行の木曜日から火曜日に変更する、などの改革案を引き続き検討している。

欧州諸国

◇英蘭銀行、金融機関に対し不動産会社等向け貸出の自粛を要請

英蘭銀行は8月7日、総裁名により各種金融機関に書簡を送り、経済の健全な発展を確保するため産業界からの借入れ需要を満たすことが必要であり、今後不動産会社向けおよび産業の維持発展に寄与しない金融取引のための信用供与を極力差し控えるよう要請した。

本措置は、昨秋実施の新しい金融調節方式において、従来の貸出限度(ceiling)規制を廃止した際留保された「必要に応じて質的指導(qualitative guidance)を行なう」権限をはじめて発動したものであるが、罰則等の適用はなく、「道義的説得(moral suasion)」としての性格を持つものである。

本措置の採られた背景には、

- (1) 年初来急増している銀行貸出の大宗は、不動産会社向け、個人の土地家屋取得資金および証券業者、保険会社等向けの貸出で占められており、これが最近顕著な不動産、証券等への投機を助長していること、
- (2) 一方、製造業の増産、設備資金需要によようやく台頭のきざしがうかがわれ、金融の量的引締めは、こうした増産、設備資金需要の芽を扼むおそれがあること、などの事情があるが、同時に現在進行中の政府、労働組合会議、英国産業連盟による賃金・物価に関する3者協議の進展に対し、金融面から支援することをも配慮したものとされている。

◇英蘭銀行、証券発行の際の要許可限度を引上げ

英蘭銀行は8月10日、資金調達規制令(Control of Borrowing Order 1958)の改正に伴い、同令による証券発行の際の要許可限度額を、9月1日以降従来の1百万ポンドから3百万ポンドに引き上げる旨を発表した。

同行は本措置につき、「従来の限度1百万ポンド(1959年以来据置き)は、現在の企業規模等からすれば低すぎるうらみがあり、許可待ち期間も約5.5ヵ月と長期化しているため、今回大口証券発行のみを規制対象とすることとしたもの」と説明している。この結果、総額約150百万ポンドの大口証券発行が自由化されることとなる

が、同行では「現在の証券市場で十分吸収可能」とみている。

◇フランス、物価対策を強化

フランス政府は8月30日の閣議において、最近における大幅な物価上昇に対処するため、新たに次のような物価対策を決定した。

- (1) 現行の工業製品に関する物価抑制策(年間価格計画の実施、4月号「要録」参照)を厳格に実行する。このため、大蔵省物価局は9月1日から半月間、上記の計画実行状況を検査する予定。その他、価格表示検査の強化、一部サービス業(レストラン、クリーニング等)の料金抑制(明年1月現行協定の期限到来後も4月まで料金は据置き)などを実施する。
- (2) 明年3月末まで、政府や国有化企業の関係するすべての公共料金の引上げを行なわない(注)。同様に地方公共団体に対してもその所管する公共料金の凍結を要請する。
- (3) 肉類(とくに牛肉)の高騰を抑えるため、EECの域外関税の一時的撤廃による輸入拡大等緊急措置につきEEC諸国間での検討を要請する。これは、10月2日開催予定の閣僚理事会(農相)で具体的に検討される模様。その他、フランス国内での肉類の供給増大と流通機構の改善を促進するための機関を創設する。
- (4) 現在、EEC諸国共通の課題となっているインフレ問題につき、EEC諸国間での協同対策を検討するよう他の加盟国に提案する。

(注) 公共料金は昨年9月の物価対策(46年10月号「要録」参照)により本年3月まで凍結されたが、4月以降民間部門の価格・料金の上昇率の範囲内で認められたため(4月号「要録」参照)、国鉄の料金引上げ(6月号「要録」参照)に続き8月1日からはガス(家庭用、工業用とも、平均+4%)、電気(家庭用+4.15%、工業用+3.55%)料金も引き上げられていた。

◇フランス、貸出準備率を引上げ

1. フランス銀行は8月30日、政府の物価対策(前項参照)に呼応して貸出の過度の増加を抑制するため、貸出準備率を下記のとおり引き上げ9月5日から実施する旨を発表した。今次引上げに際しては、貸出準備率実施(71年4月)以来はじめて準備率が二本建となった点が注目される。

新準備率(注)は次のとおり。

- (1) 72年4月5日現在の貸出残高から71年3月31日現在の貸出残高の90%を控除した部分に対し4%。
- (2) 72年4月5日以降の貸出増加額に対し15%。

(注) これまでの準備率は、71年3月31日現在の貸出残高の90%をこえる部分に対し一律4%。

2. フランス銀行は、今次措置について「前回6月の引上げ以後も貸出や通貨総量の増勢は衰えなかったため、かねてから第2段の措置実施のタイミングを検討していたもの」と説明している。一方、ジスカールデスタン蔵相も本措置にふれ、「これまでの準備率引上げの効果は、金融市場金利の低下によって減殺されており、貸出に積極的な銀行ほど収益上有利となる状況を改める必要がある」との見解を示した。なお、今次措置による流動性吸収額は25～30億フラン、また金融機関の資金調達コストは0.4%程度上昇するものとみられている。

◇フランス、市中貸出金利を引上げ

フランスの主要銀行は9月8日、フランス銀行の貸出準備率引上げ(前項参照)に伴い、短期貸出基準金利を0.2%引き上げ(6.1→6.3%)9月11日から実施することを申し合わせた。ただし、設備関係中期信用(再割適格、非適格とも)および短期輸出関係信用の金利は、経済成長への影響を考慮して据え置くこととした。

◇フランス、二重為替市場制度の運用基準を明確化

フランス銀行は、8月16日付けで公認外国為替銀行に通ちょう(note)を出し、現行二重為替市場制度(注)(6月号「要録」参照)の運用基準を次により明確化する旨通告した。

- (1) 保険会社が受け取る保険料および支払う保険金は公定市場の対象。
- (2) 非居住者がフランス滞在に際しフランスで調達した商品ないしサービスの決済は、自由フラン建非居住者勘定(compte financier en francs)への借記によって行なう。
- (3) 外国国籍を有し、フランス滞在2年未満でまだ居住者の資格を取得していない者は、営利業者(commerçant)、サービス提供者を問わず、すべてフランスにおいて取得した収益を自由フラン建非居住者勘定に貸記しなければならない。
- (4) 貸付に付随するサービス(利子、銀行手数料等)は、貸付の元金自体が属する市場の対象とする。
- (5) 不動産ないし動産の賃貸料は次のように取り扱う。
 - イ. 債務者が営利業者ないし営利を目的とする法人で、かつ賃貸が当該関係者の商行為の範囲内で行なわれるときは公定市場。
 - ロ. 債務者が営利を目的としない個人ないし法人のときは自由市場。
- (6) 次のものはすべて自由市場の対象とする。
 - イ. 販売ないし駐在事務所の新設費、既存事務所の事

務費に充当される営業資金。

ロ. 在フランス外国会社の営業利益。

ハ. 観光関係費用。

(注) フランスの二重為替市場制度における marché financier は、主として經常取引以外の金融的取引にかかるフランス・フランの売買を行なう市場であるところから従来「金融取引市場」と訳してきたが、国内のいわゆる金融市場(marché monétaire)と紛らわしいうらみがあるので、同市場にはフランス銀行が原則として介入を行なわない点に着目し、今後「自由市場」と訳すこととした。

◇フランス、中・長期輸出関係金利を引下げ

フランス大蔵省は、輸出の振興を図るため、フランス貿易銀行(BFCE)等の7年以上の中・長期輸出関係金利を9月15日以降契約分から引き下げると発表した。引下げ幅は次のとおり(いずれも業者の最終負担金利)。

- | | |
|---------------------|-------------------|
| (1) フランス輸出業者への貸付(注) | 0.32%(6.67→6.35%) |
| (2) 外国輸入業者への貸付 | 0.33%(6.83→6.50%) |

(注) ただし、COFACE(フランス外国貿易保険会社)の中長期保険付きのものに限る。

◇イタリア銀行、商業銀行の中期信用限度を引上げ

イタリア銀行は、企業の需資低迷による金融機関の資金運用難を緩和するため、8月25日、商業銀行の中期信用限度額を総預金額の5%から8%に引き上げた。

イタリアでは、1936年銀行法により、長短金融分離の趣旨から商業銀行の貸出は原則として短期(1年以内)に限られており、従来中期信用(18ヵ月～5年)は総預金額の5%の限度内においてすべて当局の認可の下に認められてきたが、今後は総預金額の8%までは自動的に認められることとなり、さらに当局の認可があれば一時的に総預金額の10%まで信用を供与しうることとなった。

◇イタリア政府、地方自治体に食料品の小売価格統制実施を要請

イタリア政府は、肉類をはじめとする食料品、衣料品等の暴騰に対処するため、8月14日、価格統制法(1944年成立)に基づき、地方自治体に食料品の小売価格統制の実施を要請した。これを受けて、まずローマ市では、市長が民間小売業者に対し、8月21日から向こう2ヵ月間、食料品小売価格を市当局が経営する市営食料品店と同一価格に凍結する旨を通告した。これに対し、民間小売業者が販売拒否という強い反対を示したため、市当局と業者の話し合いの結果、民間小売業者が市営食料品店の小売価格をベースに、自主的に価格を決めるという価格自主規制措置を行なうこととなった。

なお、その他自治体でも目下実施を検討しているが、

小売業者の反対が強いため、一部にはアルゼンチンから直接、肉類を緊急輸入するといった独自の価格対策を行なう向き(ミラノ市)もみられる。

◇オランダ、公定歩合の引下げ等を実施

1. オランダ銀行は9月7日、基準割引歩合(為替手形および政府証券の割引歩合)ならびにその他の割引・貸付利子歩合を一律1%引き下げ翌8日から実施する旨を発表した。この結果、同行の公定歩合は次のとおりとなった(カッコ内は旧レート)。

割引歩合	
為替手形および政府証券	3.0%(4.0%)
約束手形	3.5%(4.5%)
当座貸越および担保貸付利子歩合	
個人・私企業向け	4.5%(5.5%)
その他向け	3.5%(4.5%)

上記措置と同時に、同行は1963年9月以降停止していた商業銀行、農業信用銀行中央機関および郵便貯金振替制度に対する現金準備制度(注)を再発動し、とりあえず9月22日以降1か月間について、預金債務の平均2%に相当する金額を同行に積み立てさせることを決定した。

(注) 1954年2月の「現金準備に関する紳士協定」に基づいて、商業銀行については同年3月から、農業信用銀行中央機関については同年4月から、また郵便貯金振替制度については1957年7月から実施され、前2者については対象債務が15百万ギルダー超の銀行が本制度の対象とされていた(なお、準備率の最高限度は15%)。しかし、60年代にはいり直接的な市中貸出規制が漸次金融政策の中心となったため、1963年9月以降本制度の発動を停止していた。

2. 本措置に関する同行のコメントは次のとおり。

「今回の公定歩合引下げは、多額の外貨流入によってすでに金融市場が緩和し、これに伴い低下していた市場金利にさや寄せするために採られた措置である。同時に金融市場の過剰流動性の相当部分を吸収する必要があったため、公開市場操作を行なうとともに、金融機関代表との合意に基づき現金準備制度を発動することとなった」。

◇南アフリカ、公定歩合を引下げ

南アフリカ準備銀行は8月9日、公定歩合を0.5%引き下げ(6.5→6.0%)10日から実施する旨を発表した。

南アフリカ経済は、昨年末のラント切下げによる貿易収支の改善、民間資本の流入などを主因に国際収支が黒字に転じ、これに伴い国内流動性が大幅に増加し、市中金利も低下傾向を示している。本措置は、こうした市中金利低下傾向に追随し、あわせて景気回復を図ることをねらいとしたものとみられる。

アジアおよび大洋州諸国

◇エカフェ、アジア準備銀行設立準備委員会を開催

エカフェのアジア準備銀行設立に関する政府間委員会は、8月15～21日、バンコックにおいてわが国を含む15か国(注)が参加して開催された。同委員会が作成した設立協定案の概要、次のとおり。

- (1) 加盟国は、所定期日の外貨準備総額の10%を金、交換可能通貨(acceptable reserve currencies)もしくはSDR(IMFにより預託が認められた場合)によって同行に預託する。ただし、1か国の預託額は、全預託額の25%以内とする。
- (2) 同行は、受託資金の3分の2を金、交換可能通貨またはSDR(IMFにより保有が認められた場合)で保有し、3分の1を域内の国際収支赤字国に貸し付ける。
- (3) 同行からの借入れについては、①上記(1)にいう外貨準備総額に対する減少額の2分の1以内を借り入れる場合、預託額までは自動的に、預託額の倍額までは理事会の審査を経て実施され、②外貨準備減少額の2分の1もしくは預託額の倍額をこえる借入れの場合には、理事会の3分の2の多数決による承認を要する。
- (4) 同行におけるすべての計算は、アジア通貨単位(AMU、SDRと等価)建とする。

なお、本協定案は今後各国政府の検討にゆだねられ、その結果についてエカフェ事務局長が各国と協議のうえ、会議開催等の必要な措置を採ることとなっている。

(注) 会議参加国は、韓国、フィリピン、ラオス、タイ、クメール、マレーシア、シンガポール、インドネシア、ビルマ、インド、パキスタン、スリランカ、ネパール、ニュージーランドおよび日本の15か国。

ただし、これら各国が本件銀行が設立された場合に参加するか否かは未定。

◇韓国、経済緊急措置を実施

1. 韓国政府は8月2日、「経済の安定と成長に関する緊急命令」(注1)を公布し、翌3日実施した。その概要次のとおり。

- (1) 私債の整理…企業が銀行等正規の金融機関以外に対し負担しているすべての金銭債務(買掛金、社債等を除く)は、「私債」として8月2日現在で凍結され(返済禁止)(注2)(注3)、強制的に、①その条件(通常月利3～5%、期間1～6か月)を月利1.35%、3年据置き後5年分割償還に変更させ、また②同族会社の株主や社員がその会社に対して有する私債は、出資に転換させる。

(2) 特別金融の実施…市中銀行は2,000億ウォンを限度として特別金融債券を発行(全額韓国銀行引受け)、その発行代り金をもって企業に低利長期(年利8%、3年据置き後5年分割償還)の貸出を行ない、かわりに高利(年利12%超)の既往貸出を同額回収する。銀行が回収した資金は韓国銀行に預入させ凍結する。

(3) 産業合理化の促進…生産の専門化・系列化、投資規模の適正化、企業の合併・増資などを通じて産業の合理化を促進するため、当面500億ウォンの政府資金をもってこれを支援するほか、固定資産の割増減価償却、新規に増資・投資を行なった企業に対する法人税、所得税の軽減など、税制面の優遇措置等を実施する。

(4) その他…銀行金利を段階的に引き下げるほか、物価、賃金および為替相場を安定させるため必要な措置を講ずる。

おって、上記(4)については、別途大統領の談話によって、①金利を大幅に引き下げること、②為替相場を1ドルにつき400ウォン(6月中旬以降の現水準)見当に安定させること、③物価の上昇を年3%内外に押えること、などが発表された。

2. 今次措置実施の背景等、次のとおり(8月号「国別動向」北東アジア諸国参照)。

(1) 同国では、頃来の強引な高度成長政策の推進に伴い、元来自己資金の乏しい民間企業は高利の借入れに走り、この結果元利払いの負担が著しく過重になるなど、企業の体質が極度にぜい弱化していた。こうした現状にかんがみ、金利負担の軽減などを通じて企業の体質の改善等を推進する必要があった。

(2) 最近、民間設備投資がとみに冷却化して不況を招く一方、昨年中央のウォンの為替相場の下落などから物価が一段と騰勢を強め、国民生活を圧迫していた。

(注1) 緊急命令は、緊急事態に際し、国会を招集する余裕のない場合にかぎり憲法の規定に基づいて大統領が発するもので、法律と同じ効力を有する。

(注2) 私債権者の申告は8月9日(申告締切り日)現在、209千件、3,555億ウォン(ちなみに、銀行の貸出残高は6月末現在約12,200億ウォン)。

(注3) 小口私債救済のため、8月10日には、①300千ウォン未満のもの(シェア、申告額の3%)は即日凍結解除、②300千ウォン以上3百万ウォン未満のもの(同29%)は6ヵ月据置き後金額に応じ1~3年の分割償還、などの特例が実施された。

◇韓国、公定歩合等を引下げ

韓国では8月3日、経済緊急措置(前項参照)の一環として、次のとおり公定歩合ならびに市中預貸金利の引下げが実施された(注1)(年利・%)。

公定歩合	改訂後	改訂前
商業手形再割引	11.0	13.0

担保貸付		
商業手形・国債・政府保証債券・		
通貨安定証券(注2)担保	13.0	17.0
並手担保	14.0	19.0

市中金利		
貸出金利		
商業手形割引	15.5	19.0
うち韓国銀行再割適格分	13.5	18.0
並手貸付		
1年以内	15.5	19.0
1年超3年以内	16.0	19.5
3年超5年以内	16.5	20.0
当座貸越	17.5	22.0
延滞貸付	25.0	31.2

預金金利		
定期預金		
3ヵ月以上6ヵ月未満	6.0	8.4
6ヵ月以上1年未満	8.4	11.4
1年以上2年未満	12.0	16.8
2年以上2年6ヵ月以下	12.6	17.4
定期積金		
6ヵ月もの	7.8	11.0
1年もの	10.0	15.0
1年6ヵ月もの	10.5	15.5
2年もの	11.0	16.0
3年もの	11.5	16.5

なお、輸出前貸(韓国銀行3.5%、市中銀行6.0%)、輸出品用原材料に対する輸入金融(同6.5%、9.0%)等の政策金融金利および普通預金(1.8%)、別段預金(1.0%)等一部の預金金利は据置き。

(注1) 公定歩合は韓国銀行の金融通貨運営委員会が決定。市中預貸金利は、同様に同行が種目別に最高限度を決定し、これに基づいて大韓金融団(銀行協会)が実行金利を協定することとなっている。

(注2) 通貨安定証券は、オペレーションの対象として市中銀行との間で売買するため韓国銀行が発行する証券である。発行条件は、おおむね償還期間が3ヵ月~1ヵ年、金利が同期間の定期預金金利とはほぼ同水準となっており、具体的には発行のつど韓国銀行が決定している。

◇南ベトナム、為替レートを小幅切下げ

南ベトナムは国際収支の悪化に対処するため、6月18日の切下げ(7月号「要録」参照)に続き、7月28日、8月22日の2回にわたり、為替レートをそれぞれ5ピアストル(各1.2~1.7%)切り下げ、次のとおりとした(単位・1米ドル当りピアストル)。

	新レート (7月28日および 8月22日改訂後)	旧レート (6月18日 改訂後)
輸出・貿易外	435	425
輸入	435	425
{ 一般物資		
{ 米国援助物資	300	290

◇日本・インドネシア援助協定の調印

わが国とインドネシアとの72年度援助協定は、7月24日東京で調印された。本協定は、本年4月の第12回インドネシア債権国会議(アムステルダム)で決定された72年度(72年4月～73年3月)援助総額724百万ドルの枠内で取り決められたもので、わが国の援助額は183百万ドルと、プロジェクト援助を主体に前年度比18%増加している(なお、米国は前年度比6%減)。

援助形態	72年度	(71年度)
プロジェクト援助	95百万ドル	(70百万ドル)
商品援助	55	(55)
食糧援助	33	(30)
計	183	(155)

◇バングラデシュ、IMF、世銀等に加盟

バングラデシュは、かねてIMF、世銀およびIDA(第2世銀)に加盟申請を行っていたが、8月17日、次のとおりクォータおよび出資金の払込みを完了し、正式に3機関に加盟した。

IMFクォータ	125百万SDR(うち金2、自国通貨123各百万SDR)
世銀出資金払込み額	10.67百万米ドル相当額(うち米ドル1,067千米ドル、自国通貨9,603千米ドル、計応募資本106.7百万米ドルの10%に相当)
IDA出資金払込み額	5.38百万米ドル相当額(うち米ドル538千米ドル、自国通貨4,842千米ドル)

なお、同国では経済の復興に40億ドルに上る援助が必要とされているだけに、今回の加盟については世銀、IDAから援助を導入するねらいが大きいものとみられている。

◇バングラデシュ、保険会社を国有化

バングラデシュ政府は8月9日、大統領令により保険会社(53社、うち外国保険会社9社)を即日国有化する旨

発表した。

本措置の概要、次のとおり。

- (1) 政府は、バングラデシュ保険公社およびその子会社たる損害保険2公社、生命保険2公社を新設し、接収会社の業務を引き継がせる。
- (2) 政府は、接収会社の株主に対し補償を行なう(金額、方法等については、目下交渉中)。

今回の措置は、社会主義路線を標ぼうするラーマン政権が、銀行、シュート・繊維工業などの国有化に続いて実施したもので、これにより主要分野の国有化はほぼ一段落したものとみられている。

◇豪州の1973年度予算

豪州政府は8月15日、1973年度(72年7月～73年6月)予算案を議会に提出した。本予算案は今秋の総選挙を控えて個人消費の喚起等による景気の振興(実質成長率、本年度見通し5.0%、昨年度4.5%)をねらったもので、5年来最大幅の赤字予算を編成している。

同予算の概要、次のとおり。

- (1) 歳入は、総額9,447百万豪ドルと前年度比6.8%増にとどめられている。これは関税収入の増加(前年度比+11.9%)にもかかわらず、個人所得税の平均10%減税、最低課税所得の引上げ(1人当り年収417→1,041豪ドル)、扶養控除の増額(16～33%)などの減税措置によるもの。
- (2) 歳出は、総額10,077百万豪ドルと前年度比11.6%の

豪州の1973年度予算

(単位・百万豪ドル)

		1973年度	1972年度 (実績)	前年度比 (%)
歳入	所得税	5,298	4,965	6.7
	物品・消費税	1,283	1,212	5.9
	販売税	736	682	7.9
	関税	525	469	11.9
	その他	1,605	1,517	5.8
合計		9,447	8,845	6.8
歳出	国防費	1,323	1,217	8.7
	州交付金	2,467	2,162	14.1
	州事業および住宅計	982	892	10.1
	社会保障費	2,077	1,752	18.6
	一般行政費	775	625	24.0
	その他	2,453	2,384	2.9
合計		10,077	9,032	11.6
収支じり		△ 630	△ 187	

拡大。主要増加項目としては、老齢・傷病年金(週1人当り基準支給額 18.25→20豪ドル)、恩給など社会保障費のほか、地方開発をねらった州交付金などがあげられる。

(3) この結果、財政赤字は 630 百万豪ドル(前年度187百万豪ドル)に上り、国債発行等によってこれをまかなう予定。

共産圏諸国

◇中国、早稲の収穫順調

最近における北京放送および国営通信社新華社の報道

によれば、中国南部各省における早稲(注)の収穫は、かなり広範囲にわたって低温、日照り、病虫害等の被害があったものの、水利設備の改善、施肥の増加等が行なわれた結果、おおむね「豊作」と伝えられている。

これを地域的にみると、四川、安徽、雲南、貴州の各省で前年比10%以上の伸び、江蘇で10%程度の伸びをそれぞれ示したほか、広東、広西、湖南、浙江、上海、福建の各省・自治区・市で昨年実績を上回り、江西でも「豊作」であったとされている。

(注) 早稲は稲作作付け総面積の約3分の1を占めるものとみられている。収穫期7～8月。